

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2021年3月23日提出

【発行者名】 大和アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松下 浩一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 西脇 保宏  
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 iFreeETF 中国グレーターベイエリア・イノベーション  
100（GBA100）

【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券の金  
額】 (1) 当初自己設定  
2億円とします。  
(2) 継続申込期間  
1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所  
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## ．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年1月26日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項につき、発行（売出）価格等にかかる記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

## ．【訂正の内容】

（ 下線部 \_\_\_\_\_ は訂正部分を示します。 ）

## 第一部 【証券情報】

## (4) 【発行（売出）価格】

&lt; 訂正前 &gt;

当初設定 1口当たりの元本額が2021年3月22日のGBAイノベーション100インデックスの終値（人民元建）を同日の為替レートで円換算した値の10分の1に相当する数値の額とします。

&lt; 略 &gt;

&lt; 訂正後 &gt;

当初設定 1口当たり2,797円とします。

&lt; 略 &gt;

## 第二部 【ファンド情報】

## 第1 【ファンドの状況】

## 5 【運用状況】

&lt; 訂正前 &gt;

&lt; 略 &gt;

(参考情報) 運用実績

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2021年3月23日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、2021年3月23日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、2021年3月23日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

&lt; 略 &gt;

&lt; 訂正後 &gt;

&lt; 略 &gt;

(参考情報) 運用実績

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

&lt; 略 &gt;

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

< 訂正前 >

< 略 >

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限（営業日の正午）までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

< 略 >

### 2 【換金（解約）手続等】

< 一部解約 >

< 訂正前 >

委託会社の各営業日の正午までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

< 略 >

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約請求の受け付けの取消しを行なうことができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

< 略 >

< 訂正後 >

委託会社の各営業日の委託会社が別に定める時限までに受付けた換金の申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

< 略 >

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約請求の受け付けの取消しを行なうことができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

< 略 >

## 第2 【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」の記載事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正致します。

下線部が訂正部分です

＜訂正前＞

## 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜略＞

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2020年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	

＜略＞

＜訂正後＞

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

＜略＞

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2020年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
<u>エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社</u>	<u>5,505</u>	
野村證券株式会社	10,000	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	

＜略＞